

THE BAYS『CREATIVE SPORTS LAB』会員規約

株式会社横浜 DeNA ベイスターズ（以下、「YDB」という）は、神奈川県横浜市中区日本大通 34 番地 21 号に所在する「THE BAYS」（以下、「本建物」という）内の 2 階に設置されている「CREATIVE SPORTS LAB」（以下、「本施設」という）を一時使用する権利を有する会員（以下、「会員」という）から構成される「CREATIVE SPORTS LAB 会員制組織（以下、「会員組織」という）」への入会に関し、次の通り、会員規約（以下、「本規約」という）を制定します。なお、YDB は、入会希望者との入会契約（以下、「入会契約」という）の締結をもって、入会希望者の会員組織の入会を認め、本施設の会員とすることができます。

「本施設」の表示

本施設の名称: CREATIVE SPORTS LAB

本建物の所有者: 横浜市役所

本施設の賃貸者: 横浜市役所

本施設の運営者: 株式会社横浜 DeNA ベイスターズ

所在地: 神奈川県横浜市中区日本大通 34 番地 21 号 THE BAYS 2 階の一部区画

第 1 条 目的、使用許諾、契約種別

1. YDB は、会員に対し、第 3 条で定める対象スペースの使用を認め、その使用にあたって、会員は本規約で定めるところを遵守するものとします。
2. 会員には次の 2 つのタイプの契約種別（以下、「契約種別」という）があります。
 - (1) プロジェクトブース会員
 - (2) コミュニティ会員

第 2 条 休業日と営業時間、平日について

1. 本施設の休業日は年末年始（詳細日付は別途連絡）です。但し、YDB の判断により本施設の維持管理上必要な場合などは、営業時間の変更又は休業する場合があります。
2. 本施設の営業時間（以下、「営業時間」という）は以下の通りです。

平日: 午前 9 時~午後 10 時
土日祝: 午前 10 時~午後 10 時
3. 本規約において平日とは月・火・水・木・金の各曜日で祝祭日を除いた日とします。

第 3 条 使用範囲および使用形態

1. YDB は、各プロジェクトブース会員に対し、本施設内の対象スペース（以下、「対象スペース」という）をオフィスの機能として、第 2 条 2 項に定められた営業時間の範囲において使用することを許可します。

「対象スペース」の規定

会員

<2 階>

- 使用範囲 Room A （13.5 m²利用人数 5~6 名程度）
- 使用範囲 Room B （12.6 m²利用人数 5 名程度）
- 使用範囲 Room C （11.7 m²利用人数 5 名程度）
- 使用範囲 Room D （12.0 m²利用人数 5 名程度）
- 使用範囲 Room E （17 m²利用人数 6~10 名程度）

<3 階>

- 使用範囲 Room F （10.8 m²利用人数 3~5 名程度）

2. 会員は本規約に基づいて、本建物、本施設、対象スペース等の住所並びに名称を用いて、商業・法人登記等の登記、事業に関する許認可等を受けることができません。また、会員は、本規約に基づき、本建物、本施設、対象スペース等の住所並びに名称を役所への届出等、公的な連絡先に定めたり届け出たりすることができません。また、会員は本項に関し、YDB、本建物所有者、本建物賃貸者に対し、何ら要求することができないことに同意したものとします。
3. 会員は、対象スペースを利用して執務や第三者に迷惑を及ぼさない範囲で作業を行う事ができるものとします。CSL 事務局は、本施設内の家具配置、什器等を会員への通知なく、変更できるものとします。
4. 会員は、修繕すべき箇所を発見したときは、速やかに CSL 事務局に知らせるものとします。
5. 他人の迷惑になる可能性のある食事（ニオイが強い食品など）は禁止します。
6. ゴミ処理に関し、会員は、本施設内のゴミ箱に、分別して廃棄するものとします。
7. Room F/Room G の会員は、THE BAYS 3 階の冷蔵庫と給茶機の使用を禁止します。

第 6 条 善管注意義務、訪問者、並びに私物の管理

1. 会員は、本規約並びに本建物所有者規約の内容を遵守し、本施設、対象スペース、本建物共用部を善良なる管理者の注意をもって管理し、使用するものとします。
2. 会員は、会員の構成員に対しても、本規約並びに本建物所有者規約の内容を遵守させるものとし、本施設を善良なる管理者の注意をもって管理し、使用させるものとします。
3. 会員もしくは構成員以外の第三者を本施設内に立ち入らせることを禁止します。ただし、会員が同伴することを条件に、会員以外の第三者の本施設内への立ち入りおよび見学を可能とします。
4. 会員は、私物は放置せず、その管理を自己責任で行わなければなりません。万が一、会員の私物に紛失、盗難、破損、汚染など損害が生じても YDB は一切その責任を負いません。

第 7 条 初期登録料

1. 会員は、契約種別に関係なく、入会時に初期登録料¥10,000（税抜）を支払うものとします。この初期登録料は初期入会手数料として生じる費用であり、預託金の性質はなく、会員の退会時に返金、清算等を行われません。
2. 会員が、契約種別を変更する場合においても、前項に記載される初期登録料がかかります。

第 8 条 会費

1. 会員は、本施設および対象スペース使用の対価として、毎月、会費を前納でお支払いいただきます。
- 会費は、会員の契約種別に応じ、下記の価格となります。

契約種別	席・室名	月額税抜き会費（カッコ内税込額）
プロジェクトブース会員	Room A	月額 105,000 円（税込 115,500 円）
	Room B	月額 97,500 円（税込 107,250 円）
	Room C	月額 90,000 円（税込 99,000 円）
	Room D	月額 92,500 円（税込 101,750 円）
	Room E	月額 100,000 円（税込 110,000 円）
	Room F	月額 85,000 円（税込 93,500 円）
	Room G	月額 85,000 円（税込 93,500 円）
コミュニティ会員	個人	月額 10,000 円（税込 11,000 円）

法人 月額 50,000 円 (税込 55,000 円)

2. 初月の会費は、月会費を 30 で除した金額に入会日の属する月の実日数を乗じた金額 (1 円未満四捨五入) となります。
3. 会費は以下の項目を含むものとします。
 - ①本施設内及び本建物共用部の上下水道、光熱、空調に関する費用
 - ②本施設内及び本建物共用部の清掃および衛生、環境維持費用
 - ③本施設内の複合機・LAN 等の設備維持費
 - ④その他本施設及び本建物共用部の施設および設備の維持管理費用
4. YDB は、社会経済情勢の変動、維持管理費等の増減、その他の理由により会費が不相当となったと判断したときや消費税率が変更されたときなどは、会員への事前通知の上、会費を改定することができるものとします。
5. 会費の支払い方法は、会員が指定する金融機関の口座 (以下、「会員口座」という) からの自動引落としとなります。引き落としの時期は毎月翌月分を当社指定の日付までに引き落としが実施される前納制とし、当社指定の日付が土日祝祭日等、金融機関の休業日に該当する場合は、その 1 営業日後に引き落としが実施されることとなります。なお、月の途中で退会することはできません。また、一旦支払った会費は返却されません。また、何らかの理由で引き落としが出来なかった場合には、お振込みにてお支払い頂くものとし、その場合の振込に係る手数料は会員の負担とします。
6. YDB は会費の領収について、契約者名に限り発行するものとします。

第 9 条 費用負担

1. 次に掲げる費用に関しては、会員は自己の負担と責任において支払う必要があります。
 - ①会員が故意又は過失により、本建物、本施設、対象スペース内に設置された什器等を破損・毀損した場合、その原状回復に必要な修理・交換等にかかる費用。ただし、YDB が経年劣化により交換が必要と判断した場合を除きます。
 - ②以下に記載される有償の付帯設備を利用したときの費用。
 - コピー (モノクロ) ¥10/枚 (税込)
 - コピー (カラー) ¥20/枚 (税込)
 - パブリックプリント (モノクロ) ¥20/枚 (税込)
 - パブリックプリント (カラー) ¥60/枚 (税込) ~

第 10 条 修繕の分担

1. YDB 並びに本建物所有者が実施する修繕は次に掲げるものに限ります。
 - ①本施設及び本建物共用部の躯体及び付属施設の維持保全に必要な修繕
 - ②電気・水道等のインフラ設備に関する修繕
 - ③本施設、本建物共用部にある情報設備に関する修繕
 - ④本施設及び本建物共用部の修繕
2. YDB 又は本建物所有者が修繕を行う場合は、CSL 事務局は、あらかじめ、その旨を会員に通知します。この場合において、当該修繕の実施を拒否できません。
3. YDB 及び本建物所有者が本施設及び本建物共用部 (付帯設備を含む) の修理、改修又は増築のため、本施設、対象スペース、本建物共用部の全体若しくは一部の使用を中止する必要があると認めるときは、会員に対し、対象スペース又は本施設の全体若しくは一部の使用中止を要請することがあります。この場合において、当該使用中止を拒否できません。
4. 会員は故意又は過失により、本施設内、対象スペース内、本建物共用部に破損箇所を生じたときは、その損害賠償責任を負うものとします。

第 11 条 会員カード (セキュリティカード) の発行

1. CSL 事務局は、会員に対し、会員が対象スペース使用のために本施設への出入りに必要な会員カードを入会時に有償にて発行します。会員カードの発行は必須であり、発行手数料として、初期登録料とは別に¥3,000（税抜）をお支払いいただきます。
2. プロジェクトブース会員の場合、構成員のための会員カードを前項に記載される会員カード発行手数料にて、追加発行することが可能です。ただし、発行できる会員カードの上限枚数は、10枚とします。
3. プロジェクトブース会員には、入室用のセキュリティカードを発行します。構成員のためのセキュリティカードは前項と同条件にて追加発行することが可能です。
4. 会員は、発行された会員カード・セキュリティカードを複製したり、第三者に譲渡したり、転貸してはなりません。
5. 会員は、発行された会員カード・セキュリティカードに紛失・破損・盗難が発生した場合には、直ちに CSL 事務局に届け出るものとします。この届出を怠り、YDB に損害が生じた場合は、その賠償責任を会員が負うものとします。
また、カードを再発行する場合、本条 1 項に記載される会員カード・セキュリティカードの発行手数料がかかります。
6. 会員および構成員は、解約時には会員カード・セキュリティカードを返却しなければなりません。なお、会員カード・セキュリティカードの返却に伴うカード発行手数料の返金は致しません。

第 12 条 会議室利用について

1. 本建物 3 階に会員および構成員が利用できる会議室を、会議室に空きがある場合には、YDB の定める所定時間までご利用いただけます。また、超過時間については別途定める利用料にて有償利用が可能です。
利用時間は入室カードの貸与時間により算出され、各月月末に精算を行います。
2. YDB は付帯設備の使用により生じたいかなる損害やトラブルの責任は負いません。
3. 会議室の無断利用は禁止いたします。

第 13 条 イベントとコミュニケーション

1. 会員は、本建物内において、YDB・CSL 事務局もしくは本建物の利用者が主催する施設利用・セミナー・パーティー・イベントや本施設のプロジェクト等（以下、「イベント等」という）が行われることを予めご承諾下さい。なお、イベント等は、原則として本建物地下 1 階のスタジオ、1 階の飲食店および物販店、2 階の本施設もしくは 3 階会議室の全部もしくは一部を利用して開催されます。
2. CSL 事務局はイベント等の開催状況の共有をできる限り早期に会員へ告知するものとします。
3. 会員は、自らイベント等の本施設での実施を希望する場合、当該イベント等の内容詳細を CSL 事務局と事前に相談し、そのイベント等が本施設の主旨に合致すると YDB が認める場合は、本建物の一部を、有償もしくは無償にて利用することができます。
4. 本施設の活性化や会員相互の親睦を図る目的において、会員は、本条に規定のイベント等において、CSL 事務局が協力を求める場合、当該イベント等について、可能な範囲で協力を頂くようお願いいたします。
5. 会員は、本施設が、会員間におけるコラボレーションを誘発し、コラボレーション型のクリエイティブ業務や制作ならびに研究を推進するためのコワーキングスペースであることを充分理解し、本施設の発展に寄与して頂く事をお願い申し上げます。そのため、会員相互において、できる限り協力しあうこととします。

第 14 条 事業への協力

1. 会員は、YDB が本建物を用いて行う飲食事業、物販事業、フィットネス事業、レンタル

スペース事業、前条に記載されるイベント等を円滑に行うため、会員に協力を求める場合、協力頂くようお願いいたします。なお、レンタル等の利用状況によって、指定の時間帯、本施設への出入りを制限させていただく場合もあります。

2. 第13条に記載される本施設の目的に加え、本施設では、新たなワークスペースのあり方を CSL 事務局が指定する企業とともに検証する目的も有しています。この目的に伴い、ワークスペースの使われ方に関するデータ収集や写真撮影・Web ページへの公開等を行う場合がありますが、会員はこのことを承諾し、これに協力するものとします。なお、CSL 事務局および CSL 事務局が指定する企業は、収集したデータや写真は、個人情報保護法に則り、扱うものとし、上記目的以外では CSL 事務局および CSL 事務局が指定する企業以外の第三者に漏洩しないものとします。

第15条 知的財産・成果物等について

1. 本施設を通じて行われる、共同研究・共同開発のプロジェクトなどにおける知的財産権や成果物については、別途 YDB と会員との間で契約を締結し、取り扱いを決定するものとします。
2. 前項契約の範囲外もしくは未締結状態においては、会員および YDB は相手方の事前の書面による同意なしに知的財産や成果物等を独自利用・公表することはできず、無断で利用し、相手方に損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとします。

第16条 取組みの公表について

1. 本施設を通じて行われる、共同研究・共同開発のプロジェクトなどについては、会員および YDB は相手方の同意なしに取組みのいかなる情報も公表することはできないものとします。
2. 会員は、本施設および本施設を通じて行われる、共同研究・共同開発のプロジェクトなどへの関与について、YDB の事前の承認なしに自社ホームページ・SNS 等のメディアや取引先・関係先等に公表することはできないものとします。

第17条 権利義務の譲渡等の禁止

会員は、本規約により生じる一切の権利義務（債権および債務を含む）の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保の用に供してはなりません。

第18条 禁止又は制限される行為

1. 会員は、対象スペース内の設置物の移動等は行なってはならないものとします。但し、契約種別がプロジェクトブース会員の場合の CSL 事務局より移動を認めた場合、この限りではありません。
2. 会員は、本建物並びに本施設内（本建物共用部を含む、以下同様）において次の各号に該当する行為並びに本施設若しくは他の会員に損害や迷惑を及ぼす行為等を行なってはなりません。
 - 1) 禁止箇所への立ち入り
 - 2) 本建物敷地内および隣接公道への駐車（一時駐車含む）
 - 3) 下駄・スパイク等での立ち入り
 - 4) 宿泊並びに寝位での仮眠
 - 5) 炊事
 - 6) 本建物内での喫煙（本建物内及び外周は全面禁煙）
 - 7) 本施設内での飲酒（1階飲食店やイベント等 CSL 事務局の許可した場面での飲酒は可）

- 8) 他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす行為並びに音、振動、臭気等を発し他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み
- 9) 通路等および階段、廊下等の共用部分を占有すること又は物品を置くこと
- 10) 動物や生物（昆虫、爬虫類含む）の飼育や持ち込み（CSL事務局の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く）
- 11) 通路や階段、廊下、外壁等許可されていない場所に無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等を行うこと
- 12) 本建物内および本施設内にて無断で物販等の営業活動を行うこと（但し、CSL事務局の指定する箇所にて、CSL事務局による事前の書面による承諾がある場合を除く）
- 13) 宗教活動、政治活動等を行うこと
- 14) 火気等の使用もしくは火気を持ち込みすること（本建物内及び外周は火気厳禁）
- 15) 違法行為若しくは公序良俗に反する行為、その他、本建物所有者並びに CSL事務局が不適切と判断する行為を行うこと
- 16) 本施設内の照明および空調操作盤等を CSL事務局の許可なく操作すること
- 17) 本建物内および本施設内の火災報知機、消火器、防火扉、スプリンクラー、排煙窓等の防災設備を遮るように物品を置くこと、貼り紙・看板等を設置することなど、本建物および本施設の防災設備を機能させなくする行為
- 18) 銃砲、刀剣類または爆発物、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- 19) 排水管等の上下水道設備を腐食、破損させる恐れのある液体を流すこと
- 20) 本建物および本施設の利用者もしくは来館者の個人が特定される情報、写真等をウェブサイトや SNS などに投稿すること
- 21) その他、YDB が禁止した行為を行うこと

第 19 条 保守点検等

1. YDB または YDB の指定する者は、管理上必要あるときは、対象スペースに立ち入り点検し、適宜必要な措置を講ずることができるものとします。
2. 第 1 項の規定に基づく立ち入りの際、会員は、YDB の措置に協力し、正当な理由がある場合を除き、第 1 項の規定に基づく立ち入りを拒否することができません。
3. 会員は、本建物所有者が、電気設備を、電気事業法に基づく法定点検を行なうことにより、年に 1 回から数回の停電作業が発生する可能性があることを予め了承し、本項に該当した停電に際し、本建物所有者並びに YDB に対し、なんら要求することはできないものとします。

第 20 条 届出事項

1. 会員は、次に掲げる事項を入会に際し、CSL事務局に開示し、入会申込書に記入頂きます。また、同内容に変更があった場合は、変更があった日より 10 日以内に文書により CSL事務局に通知するものとします。
 - 1 会員の身分証明書記載内容（公的な身分証明による）
 - 2 会員の氏名、現住所、屋号、電話番号、メールアドレス等
 - 3 入会申込書の記載項目
 - 4 第 8 条 5 項に規定の金融機関指定の口座引き落としに関する用紙に記載の内容並びに同口座の届出印鑑
2. プロジェクトブース会員が、対象スペースを 30 日以上使用しない場合は、その期間を CSL事務局に文書にて通知するものとします。
3. 本条 1 項及び第 2 項の通知を会員が怠ったため、CSL事務局からなされるべき通知また

は送付されるべき書類等が延着、または到着しなかった場合が発生しても、延着なく到着したものとみなすと共に、万が一、会員に何らかの被害や損害があった場合でも、YDBはその賠償責任を負わないものとします。

第21条 遅延損害金

会員が本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延したときは、年14.6%の割合で計算した遅延損害金を払わなければなりません。

第22条 損害賠償

1. 会員又は会員の構成員が故意又は過失により、本建物所有者、YDB、又は他の会員、もしくはその他の第三者に損害を与えた場合は、会員は、一切の損害を賠償しなければなりません。
2. YDBが本規約に定める義務を怠り会員に損害が生じた場合、YDBの賠償額は、当該月における第8条に定める会費を上限とします。

第23条 免責事項・災害時対応

1. 次に掲げる事由により会員が被った損害について、YDBは、その責を負いません。
 - ① 地震、水害、火山の噴火等の天変地異等の不可抗力による災害、停電、盗難、ITインフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他YDBの責めに帰すことのできない事由。
 - ② 会員が他の会員やその他の第三者により被った損害。
 - ③ 建物および本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害。
2. 横浜市が定める横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例（条例は自治体のウェブサイト等参照のこと）に則り、本建物においては、地震等の自然災害発生時には会員、本建物利用者、来館者、本建物従業員等の安全確保を最優先とした措置を実施するものとし、会員はCSL事務局の指示に従い、これにできる限り協力するものとします。
3. 本建物の一部は、災害時には一時避難スペースとして公に開放することがあります。その場合、会員は本施設の利用を速やかに中断し、YDBに協力するものとします。

第24条 不可抗力による契約の消滅

天変地異その他のYDB及び会員の責めに帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損して、本規約の目的を達成することが不可能または困難となった場合、本契約は終了します。これにより会員の被った損害については、YDBはその責任を負わないものとします。

第25条 暴力団等排除

1. 横浜市が定める暴力団排除条例（条例は横浜市のウェブサイト等参照のこと）に則り、会員は、会員および構成員のなかに暴力団排除条例に規定される暴力団等の反社会的勢力に該当する人物がいないことを保証するものとします。
2. 会員のなかに暴力団排除条例に規定される暴力団等の反社会的勢力に該当する人物がいた場合、YDBはただちに、会員資格の取消、本施設利用の中止、本施設からの退去指示を行えるものとします。なお、この場合、会員もしくは構成員が受けた、いかなる損害に対しても、YDBは一切責任を負わないものとし、会費の返金に応じることはできません。

第26条 契約の解除

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、YDBは、会員に対し何らの催告を要することなく、直ちに会員契約を解除されます。

- ①入会時の申告事項に不正があったとき。
 - ②入会契約を継続しがたいと判断できる行為があり、CSL 事務局が会員に対し行為を改めるように催告したにもかかわらず、15 日以上の期日をおいて是正しないとき。
 - ③会費の支払いを、1 ヶ月分を超えて怠ったとき。
 - ④他の会員等、本施設の利用者に対し、著しい妨害や損害を与えたとき。
 - ⑤対象スペースを YDB の承認なくして 30 日以上使用しないとき。ただし、事前に CSL 事務局に通知をし、YDB が承認した場合を除きます。
 - ⑥本施設および対象スペースを故意又は重大な過失により毀損したとき。
 - ⑦本規約に違反したとき。違法行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - ⑧著しく信用を失墜する事実があったとき。
 - ⑨会員が、暴力団若しくは暴力団の構成員又はこれらの支配下にあるものとの関係者であることが判明したとき、またはその恐れがあると YDB が判断したとき。
 - ⑩破産、民事再生または会社更生の申立をしたとき、もしくは受けたとき。銀行取引停止処分を受けたとき。
 - ⑪その他、YDB が本規約に基づく入会契約を継続することが不相当と判断したとき。
2. 前項により本規約に基づく入会契約が解除された場合において、YDB 又は本建物所有者に損害が及んだ場合、会員はその損害賠償の責任を負うものとします。

第 27 条 秘密情報

1. 本規約において「秘密情報」とは、YDB 又は他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。
2. 本施設は、個人や法人を超え、垣根を廃した融合によるイノベーションを目的としております。その関係上、本施設は不特定多数が利用する施設であり、会員に限らず、第三者との間で絶えず会話や情報交換が成されます。それゆえ、会員は自らの責任で秘密情報を管理しなければなりません。万が一、会員の秘密情報が漏洩した場合でも、YDB は一切その責任を負わないものとします。
3. 本条の規定にかかわらず、次の各号に該当することを会員が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - ①開示の時点ですでに公知の情報、又はその後会員の責によらずして公知となった情報。
 - ②会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - ③開示の時点ですでに会員が保有している情報。
 - ④会員が、開示された情報によらずして独自に開発した情報。
 - ⑤YDB が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報。

第 28 条 守秘義務

1. 契約期間中に会員が、YDB または他の会員の秘密情報を知った場合、会員は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、第三者に開示し又は漏洩、公開若しくは自ら利用してはなりません。
2. 会員は、YDB または他の会員の秘密情報について、複製、複写等の行為を行ってはなりません。

第 29 条 雑則

1. 会員は、本建物の内外を問わず、近隣店舗・住民・入居者、本建物内に同居する事業者・店舗等、並びに本施設利用者等への配慮として、騒音・振動・臭気等の問題を起こさないよう十分な注意を払わなければなりません。また、会員間でのトラブルの未然防止のため、対象スペースおよび本施設内においても他会員への十分な配慮を行わなければなりません。

ません。

2. 会員は、本施設が利用者相互の協力のあることを認識し、対象フロアの内外を問わず周辺の美化並びに自身の身だしなみ等を清潔に保つよう常に配慮することとします。

第30条 規約の改定

YDB は、本規約の内容を変更することができるものとします。なお、変更の際には、CSL事務局から会員への通知等を行うものとします。

第31条 合意管轄

YDB 及び会員は、本規約に関し紛争が生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第32条 規定外事項

本規約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義を生じたときは、YDB 及び会員は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとします。

2019年10月1日改定

株式会社横浜 DeNA ベイスターズ

株式会社横浜 DeNA ベイスターズの個人情報保護について

株式会社横浜 DeNA ベイスターズでは、各種サービスを提供してする中で、皆さまから個人情報の提供をお願いするものがありますが、株式会社横浜 DeNA ベイスターズでは、皆さまのプライバシーを尊重し、個人情報を保護するために細心の注意を払っています。

この「株式会社横浜 DeNA ベイスターズの個人情報保護について」は、皆さまの個人情報をどのように取り扱うのかについて、株式会社横浜 DeNA ベイスターズの基本的な方針をお知らせするものです。

1. どのような場合に個人情報の提供をお願いするのか

皆さまが各種サービスへの参加や会員組織に申し込まれたり、意見や提案を提出していただく場合などには、皆さまに個人情報の記入をお願いすることがあります。

しかし、皆さまが各 Web サービスにアクセスしてホームページを閲覧される場合、ご自分の住所など個人に関する情報（個人情報）を明らかにしなくても、Web サービスを利用できますが、一部のコンテンツにおいてはご自分の住所など個人に関する情報（個人情報）をご登録いただくことでご利用が可能となります。

2. どのような個人情報の提供をお願いするのか

各種サービスへの参加、ならびに皆さまとの連絡手段、意見や提案の募集をする場合において、皆さまの名前、住所、電子メールアドレス、年齢、性別、職業等などの提供をお願いすることがあります。

3. 個人情報の利用目的をお知らせします

皆さまに個人情報の提供をお願いする場合には、個人情報を必要とする旨やその利用目的をお知らせします。個人情報は、皆さまご自身の意思で提供していただくようお願いいたします。

[当社の個人情報利用目的]

当社は、お客様の個人情報を、以下の目的で取得し、利用するものとします。

1. チケット販売、グッズ販売
2. 各種サービス・商品の案内、提供、管理
3. インターネットを通じた情報提供等のオンラインサービスの提供

- 4.上記 1 から 3 に付帯・関連する全ての業務
- 5.球団のサービス・商品等に関するアンケートの実施
- 6.新たなサービス・商品の開発
- 7.各種イベント、キャンペーンの案内及び各種情報の提供
- 8.球団のサービス・商品提供に関する連絡
- 9.球団のスポンサーその他の第三者に関するサービス・商品提供に関する連絡
- 10.問い合わせ、依頼等への対応
- 11.ログ情報の収集

Web サービスをブラウザ等で利用すると、特定の情報が Web サービスのサーバーによって自動的に記録されます。これらのサーバーログには、ユーザーのリクエスト情報、サービスでのユーザーの操作、IP アドレス、ブラウザの種類、リクエストの送信日時、ユーザーのブラウザやアカウントを識別する Cookie などの情報が記録されます。

4.個人情報、お知らせした利用目的の範囲内で使用します

個人情報は、あらかじめお知らせした目的の範囲内に限って使用します。無断で第三者に開示することはありません。

5.個人情報は、慎重に管理します

個人情報は、情報の紛失、改ざん、漏洩を防止するために厳重なセキュリティ対策を実施し、一般の利用者がアクセスできない安全な環境下で管理します。また、個人情報管理者の責任のもとで安全な管理を徹底します。

6.個人情報の訂正、変更、削除について

個人情報は、皆さまから訂正、変更、削除のお申し出があった場合には、ご本人の意思であることを確認した上で、登録情報を訂正、変更、削除いたします。

7.次のような点にご留意ください

1.Web サービスからリンクした外部サイト

Web サービスでは、外部のサイトにリンクを設けています。リンク先の外部サイトでの個人情報の扱いや内容については、外部サイトの運営基準となりますので、この「株式会社横浜 DeNA ベイスターズ Web サイトの個人情報保護について」は、適用されません。

2.ダウンロードについて

Web サービスでは、各ホームページで使用しているアプリケーション・ソフトを皆さまが利用できるように、外部のソフト会社のダウンロードページにリンクを設けています。ダウンロードに関する手続きは、外部のソフト会社の運営基準となりますので、この「株式会社横浜 DeNA ベイスターズ Web サイトの個人情報保護について」は、適用されません。

8.外部への業務委託について

業務を株式会社横浜 DeNA ベイスターズが信頼できると判断した外部の制作者に委託することがあります。この場合にも、皆さまの個人情報は、この「株式会社横浜 DeNA ベイスターズの個人情報保護について」のもとに保護されます。

9.「株式会社横浜 DeNA ベイスターズの個人情報保護について」の改定について

この規程は、関連法令等の制定・改正に応じて、内容を改定することがあります。